



Title	レックス・サリカ研究の発展
Author(s)	石川, 操
Citation	一橋研究, 2: 3-25
Issue Date	1956-03-27
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/6832
Right	

レックス・サリカ研究の発展

社会学研究科2年
上原ゼミナール

石 川 操

目 次

1. 序にかえて
2. モヌメンタにおけるレックス・サリカの刊行計画
3. クラマー以前のレックス・サリカ研究の一般的事情
4. クラマーの研究
5. クラマー批判
6. 結び——テキスト批判の方法に関する問題

1. 序にかえて

ヨーロッパ中世世界の形成にあつて、政治的にまた文化的に指導的役割を演じたフランク族の部族法典の一つであるレックス・サリカは、単に法制史研究の史料としてのみでなく、広くゲルマン民族の社会生活全般の歴史的記念物として、その史料としての重要性が古くから注目せられ、多くの研究者によつて幾多の刊本や研究が公刊されていることは周知の事実である。そして、当該法典の史料としての重要性にかんがみ、モヌメンタ・ゲルマニア・ヒストリカにおいては、その設立当初からたびたびその刊行計画がたてられている。それにもかかわらず、その刊行を委嘱された多くの研究者達はその研究の困難なる故に研究途上において挫折し、あるいはまた学界の厳しい批判にあつて、今なお未刊行の状態であることは、近時の研究によつても明らかである。

十九世紀初頭、ナポレオン支配より解放されたドイツ民族の期待は、まず何よりも全ドイツ民族の統一にむけられていた。しかし、このような期待の下に

行われたウィーン会議の結果は、たかだか全ドイツに連邦議会（Bundesversammlung）という弱い組織を持つにすぎない、依然として小国分立の状態をもたらしたのであつた。全ドイツ民族の統一を何人よりも切実に多年の悲願として抱いていたプロイセンの政治家シュタインの政治生活よりの引退後、彼の悲願は学問研究、就中歴史学研究の中に向けられ、「ドイツ史に対する好尚を喚起し、その根本的研究を容易ならしめ、それによつて、共同の祖国に対する愛情と、我々の偉大な祖先に対する追憶を維持することに寄与する」べく、ドイツ中世史の史料刊行のために、1819年1月20日、彼によつて設立された「ドイツ古史学協会」と、その刊行活動の全業績として、ペルツを最初の監修者とする「モヌメンタ・ゲルマニア・ヒストリカ」が、その後のたびたびの制度上の変革を経ながら、正に全ドイツの歴史学研究の中心的存在として、そしてまた全ドイツの国家的事業として発展し、今なお着実な歩みを続けていることは余りにも有名な事実である。

しかしながら我々は、この輝かしい伝統も、創設者シュタインを始めとする多くの研究者の生涯をかけた献身的な努力によつて築かれたものであることを忘れてはならない。特に設立当初の財政的危機、モヌメンタの人事をめぐる難問題あるいは史料刊行を委嘱せられた研究者が、その研究途上において世をさるなど、モヌメンタの歴史の中にはさまざまな困難や悲劇的な事件が絶えなかつたのである。

モヌメンタを中心とするドイツ歴史学界の高い学問的水準、就中その厳しい実証的精神については、折にふれてわれわれに教えられることであるけれども、特に今世紀初頭、マリオ・クラマーが、当該史料集へのレックス・サリカ刊行を委嘱せられ、十数年にわたる彼の研究成果が、当時の学界の鋭い批判にあつて葬り去られてしまつたという事実は、クラマーの無念は察するに余りあるけれども、それはまた他面モヌメンタを全ドイツの歴史学研究の中心的存在として理解し、その輝かしい伝統を傷つけまいとするドイツ歴史学界の厳しい学問精神の一端を如実に物語るものであろう。

この小論文においては、従来のレックス・サリカの研究経過、および特にこ

のクラーマーの研究をめぐって展開された論争の焦点たるレックス・サリカのテキスト批判および法典成立の問題を中心問題としてとりあげ、そこに認められる諸研究者の見解の相違と、それを貫くところの研究方法上の相違とを明らかにし、併せて、モヌメンタを中心とするドイツ歴史学界の学問伝統、就中その厳しい実証的精神の一端を内面的に理解することがその主たる目的である。

2. モヌメンタにおけるレックス・サリカの刊行計画⁽¹⁾

モヌメンタにおける現行の五部門、即ち (1) 史定部 *Scriptores*, (2) 法律部 *Leges*, (3) 文書 *Diplomata*, (4) 書簡 *Epistolae*, (5) 古事 *Antiquitates* は、1824年、ペルツによつて提案せられ、その後内容的に多少の変更が行われているが、大要においてはその伝統が現在においても守られている。第二部門「法律部」においては、「史家部」第一巻刊行直後、ペルツとブリュームとの協議に基き、マオゲルマン部族法典の刊行計画がたてられ、特にブリュームを中心として刊行準備がすすめられていた。レックス・サリカについては、1827年 *L. A. ペルニス*が協力者としてその刊行を委嘱されたのであるが、1830年、研究半ばにして彼はその仕事を放棄してしまつたのである。その後ペルツ自身がレックス・サリカの刊行準備をすすめ、手書本の批判的研究に従事して、1839年、その研究成果をモヌメンタの機関誌「新紀要」第7巻に発表したけれども、*G. ワイツ*および *J. M. パルドッシュ*の強力な批判のために、遂にその刊行は実現せず、他の部族法典も未刊行のまま、1825—1837年、ペルツによるカロリング時代の勅令 (*Kapitularia*) および帝国法 *Konstitutionis Imperii* がそれぞれ「法律部」第1巻および第2巻として刊行されることになつた。

モヌメンタにおける部族法典の刊行は、*J. メルケル*がその協力者として登場するにおよんでいよいよ本格的となる。諸部族法典の成立年代による配列は当時なお確定的ではなかつたので、ペルツはそれらの刊行をアルファベット順に行うことを提案し、ブリュームの賛同を得て、メルケルによるアラマン法典 *Lex Alamanorum* のフォリオ版が、1850年、「法律部」第3巻第1輯と

して初めて公刊せられるにいたつたのである。ついでバイエルン法典 *Lex Baiwariorum*, ブルグンド法典 *Burgundionum*, フリーゼン法典 *Lex Frisionum* が、それぞれメルケル、ブリューム、F. K. V. リヒト・ホーフエンによつて、1863年に公刊せられた。さらに1868年、ランゴバルド法典 *Lex Langobadorum* がブリュームおよびボレテッスによつて刊行せられたのであるが、先のベルツによるアルファベット順の刊行計画によれば、それに続いて当然リブリア法典 *Lex Ribuaria* およびレックス・サリカが刊行せられるべきであつた。しかしながらこの順序はここで無視せられ、サクソン法典 *Lex Saxonum* が刊行計画の中に採り入れられることになつてしまつたのである。

1875年、モヌメンタが制度上国家事業に移されると同時に、ワイツがその総裁として就任するにおよんで、モヌメンタは名実共に全ドイツの国家的事業となり、またその学問的業績について見ても輝かしい時代が出現する。「法律部」においては、ワイツは協力者ゾームを得て、未刊行のフランク法たるレックス・サリカおよびリブリア法典の刊行を計画した。ゾームはまずリブリア法典の刊行準備をすすめ、それは1883年見事に刊行されたのである。しかしながら、レックス・サリカについては、ここでもまたその研究の困難なる故に、1880年、彼は一度その研究より退き、1883年、5年間の期限を約して再びその刊行準備をすすめたけれども、結局最後にまたこの課題を放棄することになり、新しい研究者の得られぬままに、ドイツ部族法最古のそして最も重要な当該法典の刊行は、なおモヌメンタにおいて実現を見られなかつたのである。

1886年、ワイツの死によつて、デュムラーがモヌメンタの総裁に就任し、「法律部」においては、H. ブルンナーが主監となつた。この時期には、レックス・サリカを除いて、他の部族法典の大部分はフォリオ版によつてその公刊が完了し、ブルンナーの下においては、新しい四折版による既刊行法典の再刊行がその主たる仕事だつたのである。このブルンナーの下に、1896年、後に問題となつたバイエルン法典の新刊本の刊行準備がE. シュヴィントに委嘱せられたのであるが、レックス・サリカについては、1902年、K. ツォィマーの監修の下に、青年史家マリオ・クラマーが協力者として登場し、その刊行準備

に従事することになつたのである。

かくてクラーマーは、1905年「新紀要」第30⁽²⁾巻、1910年「ブルンナー生誕70周年記念論文集」⁽³⁾1914年「新紀要」第39⁽⁴⁾巻に、それぞれ彼の研究成果を発表することになつた。勿論クラーマーのこれらの研究と並行して、モヌメンタには直接関係なく、当該法典に関する数多くの研究が公表せられ、活潑な論争が展開されていたことはいうまでもない。しかし、これらの諸論文において主張せられたクラーマーの見解は、従来の通説を真向から否定するものとなり、これに対し、B.クルシュ⁽⁵⁾およびシュヴェーリン⁽⁶⁾の鋭い批判が、1916年、「新紀要」第40巻に公表せられ、この両者が共に、印刷進行中のクラーマーの刊本の廃棄を主張するにおよんで、モヌメンタの監修本部は、クラーマーの刊本の処置について重要な決定を迫られたのである。⁽⁷⁾かくて、1916年4月、モヌメンタの監修本部の委員総会は、クラーマーの刊本とそれに向けられたクルシュおよびシュヴェーリンの批判について再検討することの必要を認め、このためにO.ギールケを初めとする16人の法律学者 Jurist 歴史学者 Historiker および言語学者 Philolog の見解が徴せられることになり、他方クラーマーに対しては、前記二者に対する反批判を「新紀要」に発表することが許されたのである。専門の見解を求められた16人の学者中、11人がその依頼に応じて、それぞれの見解を監修本部に寄せているが、⁽⁸⁾他方クラーマーの反批判も監修本部に提出せられた。⁽⁹⁾かくて1917年4月、クラーマーの刊本の処置について最終的決定を下すべく、法律部主監E.ゼッケルを議長として、M.タンゲル、E.ノルデン、E.ハイマンの構成する特別委員会が召集せられ、特にハイマンが詳細な研究報告⁽¹⁰⁾を行い、ついに、レックス・サリカのクラーマーによる刊本は、モヌメンタに採用され得ないという決定が下されるにいたつた。この決定が数日後の監修本部の委員総会において承認せられ、クラーマーの刊本は、全面的に廃棄せられることになつたのである。

これと同時に、監修本部は、皮肉にもクラーマー批判の立役者たるクルシュに、新にレックス・サリカの刊行準備を委嘱した。しかしながら、周知のようにクルシュは、1920年代のバイエルン法典のシュヴァイント刊本をめぐつての論争

に参加してその中心的役割を演じ、また W. レヴィゾンとの共同による、1937年、グレゴールの「フランク王国史」の刊行など、絶え間ない精力的な研究活動を続けたのであつた。そしてレックス・サリカについても、1934年、1936年、それぞれ研究論文を発表して、刊本の草稿もかなり進行していたと伝えられているが、1940年、彼の他界によつて、モヌメンタの難産児としてのレックス・サリカは、⁽¹¹⁾ベルツによる最初の刊行計画以来130年を経ながら、今なお未刊行の状態なのである。

- (1) 1902年までのモヌメンタにおけるレックス・サリカの刊行計画についての本論文の考察は、専ら次の研究に拠る。以下、参照頁省略。
H. Bresslau; *Geschichte der Monumenta Germaniae historica*, 1921.
- (2) M. Krammer; *Kritische Untersuchungen zur Lex Salica*. I Teil. *Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde*. Bd. 30. 1905. (II Teil. 不刊)
- (3) M. Krammer; *Zur Entstehung der Lex Salica*. *Festschrift Heinrich Brunner zum 70. Geburtstag* 1910.
- (4) M. Krammer; *Forschungen zur Lex Salica*. I. Teil. *Neues Archiv*. Bd. 39 1914. (II Teil 不刊)
- (5) B. Krusch; *Der Umsturz der kritischen Grundlagen der Lex Salica*. *Neues Archiv*. Bd. 40, 1916.
B. Krusch; *Der neu entdeckte Urtext der Lex Salica*. *Nachrichten von der K. Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen*. Phil.-hist. Klasse.
- (6) C. v. Schwerin, *Zur Textgeschichte der Lex Salica*. *Neues Archiv* Bd. 40. 1916.
- (7) M. Tangl; *Gutachtliche Äusserungen über Krammers Ausgabe der Lex Salica*. *Vorbemerkung*. *Neues Archiv*. Bd. 41 Heft 2. 1918.
- (8) O. v. Gierke, R. Hübner, P. Rehme, R. Schröder, G. v. Below, W. Levi-son, G. Seeliger, W. Meyer-Lübcke, E. Norden, F. Vollmer; *Gutachtliche Äusserungen über Krammers Ausgabe der Lex Salica*. *Neues Archiv*. Bd. 41, Heft 2. 1918
- (9) M. Krammer; *Zum Textproblem der Lex Salica*. *Neues Archiv*. Bd. 41. Heft. 1. 1917
- (10) E. Heymann; *Zur Textkritik der Lex Salica*. *Neues Archiv*. Bd. 41. Heft 2. 1917.
- (11) S. Stein; *Lex Salica*. I. *Speculum. A Journal of Mediaeval Studies*, vol.

22. 1947. P. 116.

K. A. Eckhardt; Pactus Legis Salicae. I. Einführung und 80 Titel-Text.
1954. S. 56. f.

(附記) クラマー刊本をめぐつての以上の問題について、O. ギールケが、モヌメンタの監修本部より彼の見解が求められた関係上、この問題に関係するすべての論文、クラマー刊本の試刷及びその時の総裁 M. タンブルの右依頼の書簡等が、本学ギールケ文庫に所蔵されている。猶ギールケ文庫には、J. F. ベーレンド、H. ゲフケン、R. ベーレンド、A. ホルダー、J. H. ヘツセルスの諸刊本及びその他多数のレックス・サリカに関する研究文献がある、

3. クラマー以前のレックス・サリカ研究の一般的事情

モヌメンタにおけるレックス・サリカの刊行計画はほぼ以上の如くであるが、特にクラマー刊本をめぐつて展開された今世紀初頭の論争の意味を明らかにするために、まずクラマー以前の当該法典研究の一般的事情について概観することが適当であると考えられる。

まず刊本について見れば、⁽¹²⁾レックス・サリカの刊本は、十六世紀中期、モーの司教ジャン・デュ・チレ(ティリウス)のそれをもつて嚆矢とする。そして、当該法典の刊行の歴史は、刊行者によつて採用された刊行方法の様相によつて、二つの時期に分けられる。即ち第一の時期は、右ティリウスの刊本より1833年、E. A. Th. ラスペールの刊本まで約20種の刊本を教えることができる。第二の時期は、ベルツおよび彼の協力者ワイツによる手書本の批判的研究に始る。

第一の古刊本について見れば、これらの刊行者達は、必ずしも任意の一手書本を底本とする刊行、あるいは即公刊の刊本のテキストの再刊行をもつて満足したのではなく、彼等の中の優れた者は、異本間の字句の異点を註記に附載し、また諸多テキストを並列せしめることによつて手書本の多様性を明らかにしようと努め、あるいは範本の再構成に努めている。しかしながら、手書本の体系的批判的研究はベルツによつて初めて行われたのであり、そしてワイツが、後世のあらゆる刊行者が拠つて立つところの礎石を築くことになつたので

ある。

モヌメンタの最初の監修者ベルツのレックス・サリカ研究は、その研究が公表せられたのみで、刊本の刊行を見るにいたらなかつたが、彼の手書本全般にわたる批判的研究は、当該法典の刊行方法に一時期を劃するものであつた。この第二の時期の刊本としては、J・M・パルドッシュ(1843)、ワイツ(1846)に続いて、十九世紀中にメルケル(1850)、J・F・ペーレンド(1864)、A・ホルダー(1879—90)、J・H・ヘッセルス(1880)、R・ペーレンド(1897)等の主要な刊本の他になお数種を数えることができる。

ところで、これらの諸研究者は、レックス・サリカについて一体如何なる見解を抱いていたのであろうか。

そもそも、レックス・サリカのテキストは約 70 種の手書本によつて伝えられているが、それら手書本の成立年代は、大部分が九世紀以後、他の若干のものが八世紀末にさかのぼりうるにすぎない。そして、それら手書本によつて伝えられているテキストの相互関係および法典の成立年代については、諸研究者の見解が区々であるが、テキストの分類については、十九世紀中期以来、ほぼ見解の一致を見ている。即ちテキストの形態による次の五つの分類は、パルドッシュおよびワイツの刊本において既に行われ、モヌメンタにおける当該法典の未刊行の状態の中で諸研究者に最も貢献することの多いあのヘッセルスによる代表的テキストの総括的刊本においても、右の分類がほぼ前記二学者の伝統に従つて維持されているのである。⁽¹³⁾

第 1 種テキスト

四つの手書本によつて伝えられ、65 章より構成される。所謂マルベルフ註釈が含まれ、キリスト教の影響が認められず、また他の諸法典の影響が少いことをもつて、一般に現存テキスト中最古のものと考えられている。

第 2 種テキスト

二つの手書本によつて伝えられ、65 章より構成される。キリスト教関係の規定を有し、また後世の附加規定と考えられるものが含まれている。

第 3 種テキスト (Hundert Titel-Text)

第1類=三つの手書本によつて伝えられ、99章ないし100章より構成される。マルベルク註釈を含む。

第2類=六つの手書本によつて伝えられ、前者同様99章より構成される。マルベルク註釈を含まず、前者の修正本と考えられる。

第4種テキスト (Emendata)

約50の手書本によつて伝えられ、多くは70章より構成されている。比較的洗練されたラテン語が使用されており、一般にカール大王の新編纂にその成立が求められている。

第5種テキスト (Heroldina)

ヘロルド刊本によつて伝えられているテキストで手書本は現存しない。80章より構成されている。

これらテキストの相互関係、および特に何れのテキストが原初本 (Urtext) に最も近親的關係に位するか、従つてまた法典の本文の校刊をなす場合何れを基礎として用うべきかというテキスト批判の最も中心的問題について考えて見れば、十九世紀中の諸研究者の見解は、必ずしも全面的に一致しているとはいえない。しかしここで特に注目しなければならないのはワイツの業績⁽¹⁴⁾であり、ワイツの見解やその研究方法是、少くとも大綱において彼以後の研究者によつてほぼ承認せられている、と考へてよい。そしてこのワイツをはじめとする十九世紀中の諸研究者の見解が、ブルンナーのあの有名な「ドイツ法制史」⁽¹⁵⁾において、彼の個別研究の成果と共に総合的に敘述されていると見て大過ないであろう。ブルンナーは、65章より構成される第1種テキストがその構成が最も簡潔であり、西ゴート法エウリック王法典と最も疎遠な關係に立ち、しかもキリスト教の影響が認められぬとして、その第1種テキスト特にパリ国立文書館所蔵の一手書本 Paris. Bibl. Nat. Lat. 4404 のテキストに最も優越的地位を与えている。そして彼は、他のテキストの豊富な規定を後世の附加によるものと考へているのである。⁽¹⁶⁾

次に法典成立の問題については、これも諸研究者の見解がわかれるところであるが、従来当該法典の序文 (Prolog) がこの問題の究明にあつて重視せら

れている。ブルナーもまたこの序文を問題解決の手がかりとするけれども、その記述の伝説的性格を認めてその内容を全面的には信頼せず、その記述を法典の内容について吟味するという方法を採っている。まずブルナーは、法典の内容に首長支配の痕跡がなくフランク王権の統一的支配を前提としていること、および異教信仰との関連が見出されないという事実をもつて、法典の成立時期をフランク王国建国以後におかるべきであると主張する。そして彼は更に法典の成立年代を具体的に確定するために、法典の賠償金規定における1ソリドス=40デナリウスという貨幣制度の問題、当該法典第47章の規定に見られるフランク領土の問題、当該法典と西ゴート法エウリック王法典およびメロヴィング諸法との関係等を考証し、これらの考証を基礎として、結局法典成立の年代をクロードヴィッヒ王の晩年508年より511年の間に措定するのである。⁽¹⁷⁾

(12) K. A. Eckhardt; *Pactus Legis Salicae I, Einführung und 80 Titel-Text.* 1954. S. 39 f.

(13) *Lex Salica; The ten texts with the Glosses and the Lex Emendata, Synoptically edited by J. H. Hessels. With Notes on the Frankish words in the Lex Salica, by H. Kern.* 1880. なおエックスハルトは新刊本において、手書本の断片を含めて84種をあげ、テキストの分類も多少異なるけれど分類の基本的性格はヘッセルスのそれと異なるものではない。

(14) G. Waitz; *Das alte Recht der Salischen Franken*, 1846 末見。クラマー、クルシュの諸論文及び右のエックハルトの新刊本において、それぞれの立場からワイツの業績の意義が詳細に述べられている。なおワイツの見解の概要は G. Waitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte* 2. Bd. 1. Abt. 3. Aufl. 1882. S. 86. f. によつても知ることが出来る。

(15) H. Brunner; *Deutsche Rechtsgeschichte*, 1. Bd. 2. Aufl. 1906 S. 427—442

(16) H. Brunner, *ibid.*, S. 428 f.

(17) H. Brunner, *ibid.*, S. 433 f.

4. クラマーの研究

1905年、最初に発表されたクラマーの論文⁽¹⁸⁾においては、右のような従来の伝統的見解と本質的にその見解を異にし、従来の第2種テキストの優位が主張せられる。彼はまずペルツ以来の諸研究者の見解について概観し、特にワイツの

見解について詳述する。即ちクラマーによれば、ウィツは、(1)第2種テキストが第1種テキストよりも詳細な完備せる規定を含み、前者は後者への附加あるいは拡大によるものであると考え、(2)第2種テキストの規定にはキリスト教の影響が第1種テキストのそれよりも顕著に認められることをもつて第1種テキストの優位を主張したのであるが、かかる見解は、レックス・サリカがフランク人の生活領域から自立的に形成せられ、フランク人の生活およびフランク法の独自の発展過程がレックス・サリカの発展過程に反映しているという観照を前提としている、とせられるのである。そしてクラマーは、レックス・サリカはより高度に発展した状態にある他民族の既成法典をその編纂に際して利用して成立したものであると主張し、ここで特に、西ゴート法エウリック王法典とレックス・サリカとの関連、就中その法律内容および表現形式の類似を指摘する。このエウリック王法典との類似点が最も顕著に認められるテキストこそ、レックス・サリカの原初本に最も近親的な関係にあるという前提の下に、クラマーは、法典テキスト第 19, 22, 23, 31, 38, 39, 65 の各章についてエウリック王法典との類似点を考証し、それが第2種テキストに最も顕著に認められることを指摘して、当該テキストの最優位を主張するのである。従つてクラマーにおいては、従来最優位をあたえられていた第1種テキストは、この第2種テキストの短縮あるいは抜萃によるものと考えられているのである。このクラマーの見解は、かつてウィツの強力な批判によつてモヌメンタにその刊行の実現を見ることができなかつたペルツの見解に一致していることが特に注目されなければならない。

しかるに、1910年に発表された次の論文⁽¹⁹⁾においては、クラマーは前記論文における見解を全面的に変更してしまつた。即ちテキストの問題については、99章より成る A テキスト(従来の第3種第1類テキスト)に最も優越的地位をあたえ、65章より成る B テキスト(従来の第1類テキスト)は A テキストの改編によるものであつて、更に A・B 両テキストの総合されたものとして C テキスト(従来の第2種テキストで前記論文において最優位があたえられた)が成立した、と考えているのである。

クラマーはこの見解の変更の理由については彼自身何も語っていない。彼のこの論文における論証の出発点となるのは当該法典のエピローグである。⁽²⁰⁾即ちクラマーは、A テキストにおける法典規定の章数と、この A テキストに起源を有すると考えられているエピローグ α における法典規定の区分についての記述とを比較してそれらが一致することを指摘し、他方 B テキストの中でエピローグを伝えるところの唯一の手書本 B₄ Wolfenbüttler Codex Weissenburg 97 のテキストと、当該手書本におけるエピローグ β とについて同様の比較を行い、その不一致を指摘することによつて、A テキストのエピローグの原初的性格およびそれと同時に A テキスト自体の他のテキストに対する優位が立証せられるものとするのである。しかもこのエピローグの記述は歴史的信憑性を有するものとして法典の成立事情の解明のために重視される。従来レックス・サリカがクロードヴィッヒによる統一的法典と考えられていたのに対し、クラマーは、その一部はクロードヴィッヒにより、他の一部はその息ヒルデベルトおよびクロタルによつてそれぞれ個別にあるいは両者の協議に基いて成立したものである。その際彼はエピローグの記述に従い、第 1 章より第 77 章までをクロードヴィッヒ、第 78 章より第 84 章までをヒルデベルト、第 85 章より第 99 章までをクロタルによつてそれぞれ編纂制定せられたものとする。そしてクラマーによれば、これらの三区分は現存 A テキスト自体には存在しないけれども、A テキストの範本 (Vorlage) にはそれらの三区分が存在し、A テキストの編纂に際してテキストの区分は除去せられ、単にエピローグのみにそれらが存在したことが記述せられている、と考えられている。

従つてクラマーにおいては、当該法典の原初本成立年代の考証⁽²¹⁾はそれらの区分に従いそれぞれ個別に行われることになるのであり、そこに採られた方法は、ブルナーのそれと同じように、法典の内容例えば教会関係の規定、1 ソリドス=40 デナリウスの賠償金規定に見られる貨幣制度、および特に A テキスト第 81 章の規定に見られる領土に関する記述を吟味すると同時に、グレゴールの「フランク王国史」およびメロヴィング諸法等の史料を引用して、成立年代の *terminus post quem* および *terminus ante quem* を決定して行く

ということである。

まずクロードヴイッヒによると考えられている第1部の成立年代については、それが更に第1章より第74章まで、第75章より第77章までが区別せられ、前者はシェグリウス戦役(486)よりクロードヴッヒのキリスト教への改宗(496)までの間に、後者は496年以後西ゴート戦役(507)迄の間に前者への附加として成立したと考えられる。次に第78章より第84章までおよび第85章より第99章までの第2および第3の部分の成立年代は、クロドモールの死後ヒルデベルトおよびクロタルの領土分割(524)よりヒルデベルトの死(558)までの間に指定せられている。

原初本成立年代の考証に続いて、それとは別に現存最古のテキスト即ちクラーマーによるAテキストの成立の問題が考証⁽²²⁾せられる。ここにおいてクラーマーが重視するのは、エピロークと同様その起源をAテキストに有すると考えられている王位記録 Königslust である。結論的にいえば、最後のメロヴィング王ヒルデルリックの名までを記録しているこの王位記録を根拠として、Aテキストの成立年代をピピン王治下763年より764年、より確実には751年より764年までの間に指定する。即ちピピンが従来のメロヴィング諸王による古法典を統一的に編纂したのであつて、その際ピピンは、従来の古法典の内容を實質的に変更せしめんとしたのではなく、この新編纂によつて、レックス・サリカを彼の故郷たるアウストラジェン地方に導入し、その適用範囲を拡大することを意図したのであつた。そしてこの新編纂に際して、法典の成立事情を示すところのエピロークが成立し、更にこのエピロークおよび727年成立の Libri historia Francorum の記述に基いて、伝説的性格を有する虚飾的な序文が一聖職者の手によつて全法典に附加されたのである、と。かくて従来法典成立史研究において重視せられていた序文の歴史的信憑性は、クラーマーによつて全く否定されてしまつたのである。

クラーマーの見解の大要は右の論文において殆んど示されているけれども、彼は更に1914年の論文⁽²³⁾において、Aテキストの優位を新たな方法によつて基礎づけようとする。この論文においてクラーマーの意図するところは、BおよびC

両テキストがAテキストに由来するものであることを実証し、また各種テキスト特にAテキスト中の後世の附加部分を指摘することであつた。そしてこの場合に探られた方法は、Aテキストの規定と他のテキストの対応的规定とを比較し、あるいはまた、レックス・サリカのテキストと他の部族法典および諸立法とを比較してその表現形式および法律内容を吟味することによつて、右の意図を達成しようとするものであつた。

かかる見解の下に、既に草稿も完成し、着々印刷進行中であつたクラマー⁽²⁴⁾の刊本の性格はどのようなものであるだろうか。前述の如く、後にモヌメンタの監修本部による廃棄宣言の故に遂に世に出ることのなかつたこの刊本は、その試刷が若干保存されているに過ぎない事情であり、刊本に附せらるべき刊行者の序文もなく、単にテキストのみが残されているにすぎない。この刊本において、クラマーは、Aテキストに基いてクラマーが作成した本文を主要本文(A)として大型活字をもつて印刷し、Bテキストを第二本文(B)、Cテキストを第三本文(C)としてともに小型活字をもつて印刷し、3種のテキストをそれぞれ独立的に掲げており、それぞれのテキストについて、同一テキスト群に属する他の手書本のテキストの異訓を下欄に附載しているのである。いうまでもなく、この刊本はテキストの優位を主張するクラマーの見解によつて貫かれ、この点に特に後述の批判の焦点がおかれるのであるが、それと同時に、それぞれのテキストを独立的に掲げるこの刊本の形式もまたかなり問題があるように見える。

(18) M. Krammer; Kritische Untersuchungen zur Lex Salica. I Teil. Neues Archiv. Bd. 30. 1905 S. 261—318

(19) M. Krammer; Zur Entstehung der Lex Salica. Festschrift Heinrich Brunner zum 70 Geburtstag. 1910. S. 405—471.

(20) M. Krammer, *ibid.*, S. 406 f.

(21) M. Krammer, *ibid.*, S. 421 f.

(22) M. Krammer, *ibid.*, S. 435 f.

(23) M. Krammer; Forschungen zur Lex Salica. I Teil. Neues Archiv. Bd. 39. 1914. S. 599—691.

(24) M. Krammer; Legis Salicae. Textus A, B, C. (Aushäugebogen)

5. クラマー批判

以上のクラマーの研究に対して仮借なき批判を行い、クラマーの刊本の破棄を主張して止まなかつたところの、クルシュをはじめとするシュヴェーリンおよびハイマン等の諸研究者の研究内容は一体如何なるものであろうか。一般に、クラマー批判の中心的問題はテキスト批判の問題であり、法典成立についての問題はむしろ附随的に論ぜられているに過ぎない。そしてこれら諸研究者は、その方法において同一ではないけれども、クラマーが 99 章より成る A テキスト (第 3 種テキスト) の優位を主張するのに対し、65 章より成る B テキスト (第 1 種テキスト)、就中 B₄ 手書本 (Paris lat. 4404) の伝えるテキストの優位を主張することにおいて同一の結論に到達した。

まずクルシュの研究について見れば、彼は第一に、クラマーが法典成立の事情を伝えるものとして重視したエピローグに注目する。即ちクラマーは、A テキストにおけるエピローグ α の原初的性格を論証すると同時に、それを以つて A テキストの優位を立証しうるものとし、それに基づいて A テキストの原型たる法典の原初本の成立の問題を解明しようとしたのであるが、これに対してクルシュは、B テキストに属する B₃ 手書本 Wolfenbüttler Codex Weissenburg 97, におけるエピローグ β の原初的性格を特にその用語状況から論証し、クラマーの見解を否定しようとする。クルシュによれば、エピローグ α の用語がカロリング時代の言語特徴を示すものであるのに対し、エピローグ β はメロヴィング時代のそれを示すものとせられ、後者は 65 章の原初本に後に附加された和乎規定 *Pactus pro tenore pacis Childeberti et Chlotharii* に基いて最初に編纂されたものであつて、後に A テキストの編者がそれを改纂して A テキストの法典本文に附加したのであり、ここにエピローグ α が成立したものと考えられているのである。

クルシュの右の論証は、たとえクラマーの見解を否定しうるものであるとしても、なお彼自身の積極的な主張を裏づけるものではない。彼の研究の主要部分は、むしろ B テキスト就中 B₄ 手書本の伝えるテキストの優位を論証するこ

とに費されている。そのため彼はまず、従来諸学者によつて論議の対象となつた法典へのキリスト教の影響について考証を行う⁽²⁶⁾。従来 65 章より成る B テキスト、およびクラマーによれば 99 章より成る A テキストの最初の 74 章には、キリスト教関係の規定はないものと考えられていたが、クルシュは A テキスト第 34 章=B テキスト第 24 章の子女の剃髪規定 *De puero tonsorato* に注目し、それは聖職者身分になることを意味するものとして、これら A B 両テキストの原初的部分に既にキリスト教の影響が認められることを主張する。しかるにこの規定は、従来諸学者によつて最優位をあたえられていた B₄ 手書本のテキストの原初的部分には存在せず、原初的部分への後世の附加勅令として配列されており、従つて、当該手書本によつて伝えられているテキストがキリスト教の影響皆無の、レックス・サリカの最古のテキストである、と考えられているのである。

さらにクルシュは、あの問題の多い A テキスト第 81 章=B テキスト第 47 章をはじめとする A B 両テキストの対応的各章の批判的研究をおし進め、A テキストにおける省略部分、用語の誤謬、言語用法の変化および各章の配列関係等の考証を行うことによつて A テキストの優位を否定し、それに代る B テキストの優位を立証しようとする⁽²⁸⁾。ここで特に注目しなければならないのはクルシュのテキスト批判の方法であり、クラマーが主としてテキストの規定内容について法律学的分析を行うものであるのに対し、クルシュのそれは、主としてテキストの外形に注目し、特に諸テキストにおいて使用されている言語用法に綿密な注意が払われている、ということである。

クルシュの研究と同時に発表されたシュヴェーリンの研究⁽²⁹⁾においても、彼の結論はクルシュのそれとほぼ同一であるが、ただこの場合、シュヴェーリンの研究目的は、テキスト相互間の関係について彼自身の積極的な見解を述べるのではなく、クラマーの A テキスト優位の主張が成立しえないことを論証することであつた。即ちクラマーが 1914 年の論文において各テキスト諸規定の相互間の比較によつて A テキストの優位を主張したことに批判の焦点を合わせ、クラマーが彼の主張の根拠としてとりあげたそれら各テキストの諸規定

の内容について法律学的分析を行い、クラマーの論証を逐一覆して行くという方法である。

更になお、モヌメンタの監修本部の依頼に応じてそれぞれの見解をよせた O. v. ギールケ、R. ヒューブナー、R. シュレーダー、G. v. ベロー、P. レーメ、W. レヴィゾン、G. ゼーリガー、マイヤー＝リュブケ、E. ノルデン、F. フォルマーの諸学者は、クラマーの刊本の公刊について何れも否定的見解を述べ、⁽³⁰⁾就中これら諸学者の一人として、また後に特別委員会の構成メンバーの一人となつたところの E. ハイマンは特にクラマーの研究に対して詳細な批判を行つた。即ちハイマンは彼の第一の論文において、クラマーおよびクルシュ、⁽³¹⁾シュヴェーリンの研究について全般的な考察を行い、エピローグ、プロローグの考証およびテキストの外形的批判に於いては、クルシュの見解を全面的に支持し、また特に法典テキストの規定についての刑法的、訴訟法的観点からの内容分析を通じて前記批判者と同様クラマーの見解を否定し、Bテキストの優位を主張しているのである。

他方クルシュおよびシュヴェーリンの研究に対する反批判として発表された⁽³²⁾クラマーの論文においては、クラマーは、両者のテキスト批判の方法および法典形成についての基本的観照を一般的に批判すると同時に、更に新しい考証によつてAテキスト優位の主張を基礎づけようとする。この際クラマーは、彼の考証において一度後退せしめた西ゴート法エウリック王法典のレックス・サリカへの影響を再び重視し、エウリック王法典、ブルグンド法典、バイエルン法典、リプリア法典、レックス・サリカAB両テキストの各規定内容の比較により、それらの形成過程を次の如く図式化するに到る。

Codex Euricianus—Lex Salica A— $\left\{ \begin{array}{l} \text{Lex Burgundionum} \\ \text{Lex Baiwariorum} \quad \text{—Lex Salica B} \\ \text{Lex Ribuarria} \end{array} \right.$

そして特にクラマーは、リプリア法典のレックス・サリカBテキスト形成への影響を重視し、従つて伝統的見解およびクルシュをはじめとする批判者によつて最優位をあたえられていたBテキストおよびAテキストを除く他のすべ

てのテキストは、何れもカール大王の下において成立したものと主張する。

しかしこの見解も、ハイマンの第二の論文によつて痛烈な批判を受けることになつた。ハイマンはこの最後のクラマーの論文において主張された諸法典の相互関係についての見解、特にAテキストの優位の主張を、諸規定内容の法律学的分析によつて逐一覆し、Bテキストの優位を立証しようとするのであるが、ここにおいてクラマーの法典形成についての所謂継受説が基本的に否定されていることを見逃すことはできない。即ちクラマーにおいては、そもそもレックス・サリカがクロードヴィッヒの強力な統一的王権の下に、ガリア地方にエウリック王法典を範本として制定されたものであるとの基本観照が前提され、従つてエウリック王法典に近似する体系的性格を有するAテキストの優位が主張されているのに対し、ハイマンにおいては、当該法典が所謂ゲルマンの部族国家において、ゲルマン的慣習法が成文化せられた、所謂ワイズトウムとしての性格を持つものとして観念せられ、従つてかような性格を有するBテキストの優位が主張されているのである。

- (25) B. Krusch; Der Umsturz der kritischen Grundlagen der Lex Salca. Neues Archiv. Bd. 40 1916 S. 494—579. B. Krusch; Der neu entdeckte Urtext der Lex Salica. Nachrichten von der K. Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen. Philologisch-historische Klasse. 1916 S. 683—714
- (26) B. Krusch; Neues Archiv. Bd. 40. 1916 S. 526 f.
- (27) B. Krusch; *ibid.*, S. 540 f.
- (28) B. Krusch; *ibid.*, S. 549 f., Nachrichten von der K. Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen. Philologisch-historische Klasse. 1916 S. 691f.
- (29) C. v. Schwerin; Zur Textgeschichte der Lex Salica. Neues Archiv. Bd. 40. 1916 S. 581—637.
- (30) O. v. Gierke, R. Hübner, P. Rehme, R. Schröder, G. v. Below, W. Levison, G. Seeliger, Meyer=Lübcke. E. Norden, F. Vollmer; Gutachtliche Äusserungen über Krammers Ausgabe der Lex Salica. Neues Archiv. Bd. 41. 1918. S. 375—418.
- (31) E. Heymann; Zur Textkritik der Lex Salica. Aufsatz A. Neues Archiv. Bd. 41. 1918 S. 419—460.
- (32) M. Krammer; zum Textproblem der Lex Salica. Neues Archiv. Bd. 41. 1917. S. 103—156.

9. 結 び

—テキスト批判の方法に関する問題—

モヌメンタにおけるレックス・サリカのクラマーの刊本をめぐつての論争の経過と内容はほぼ以上の如くであり、特に 99 章より成る A テクストの優位を主張するクラマーの見解は、その批判者によつて全面的に否定されることになつた。しかしここで、かかる見解の相違と同時に、右の論争の中に提示せられた若干の問題が注目されねばならぬであらう。即ちそれは、テキスト批判の方法と、さらにはそれに関連するところのレックス・サリカの—そして又広くゲルマン法の—形成についての基本観照の問題である。蓋しこの問題は、1920 年代におけるシュヴィントによるバイエルン部族法典の刊行をめぐつての論争において同じような形で提示されているかの如くであり、従つてゲルマン部族法典研究における最も重要な問題として考えられるからである。

まずテキスト批判の方法について見れば、右の論争の中にそれぞれ異つた次の二つの方法が認められるであらう。即ち第一は、主として法典テキストの規定内容について特に法律学的分析を行い、それによつて各テキスト相互間の優劣関係を論定しようとする方法であり、第二は、主として法典テキストの外形に研究の出発点をおく方法である。

第 1 の方法は一般に法律学者 Jurist といわれる研究者によつて採られるものであり、その結論の対立にもかかわらず、クラマーおよびその批判者たるシュヴェーリン、ハイマンの方法がそれに属するであらう。より具体的にいえば、この方法は一般にレックス・サリカ各テキスト相互間およびそれらテキストと他部族法典テキストとを比較し、それらの規定内容および表現形式の類似点あるいは異点を指摘することによつて、それら各テキスト相互間の優劣関係を論定しようとするものである。しかしこの場合次の疑問が生ずるであらう。即ちそれら各テキスト相互間の比較によつてそれらの相互関係の存在を立証す

ることができるとしても、他方果してその優劣関係ないしは系譜関係が果して適確に立証され得るであろうか、ということである。

この優劣関係の論定にあつては、必ずここに比較の基準がなければならぬ。そしてこの比較の基準が、正にレックス・サリカ形成についての基本観照なのであり、ここにクラマーとその批判者との見解が対立する所以が存在するのである。即ちクラマーは、当該法典形成に対する他部族法典、就中西ゴート法エウリック王法典の影響を重視してこのエウリック王法典と最も近似するAテキストの優位を主張する。しかもこの場合、クラマーによつてレックス・サリカの適用範囲と考えられているガリア地方の政治的社会的事情と、エウリック王治下の西ゴート王国のそれとの類似が前提とせられ、従つてクロードヴィヒ王の強力な王権の統一的支配の下に、体系的性格を有する法典が制定せられたと考えられているのであつて、Aテキストの体系的性格こそがクラマーの主張の基礎をなしているのである。これに対して、シュヴェーリンおよびハイマンは、レックス・サリカの何れのテキストの規定内容が、フランク部族の本来の法慣習や法意識に合致するか、という観点から各テキストの比較を行うのであり、従つてレックス・サリカの形成は、フランク人独自の法意識や法慣習の反映であるという観照を前提とする。しかも法典成立当時のフランク部族の政治的社会的事情は、所謂ゲルマン的部族国家としての性格を有するものと観念せられるのであり、従つてかかる事情の下に成立した部族法典は、慣習法が成文化せられた所謂ワイズトウムとしての性格を有するものと考えられているのであつて、かかる性格を有するBテキストの優位が主張されるのである。

ところで、クラマーおよびそれに対立するシュヴェーリン、ハイマンの右のような法観照自体は一体何物であろうか。これらの法観照は、その何れの場合においても客観的に実証されたものではなく、むしろそれぞれの研究者における超経験的なものであるように見える。一体歴史学研究における一般的な素朴な順序について考えて見れば、フランク部族の法意識あるいは法慣習等は、レックス・サリカの如き史料に基いて明かにせらるべきものであろう。しかし

ながら右の研究においては、往々にしてそれらのものが超経験的に前提せられ、その中に史料の位置づけが行われているという現象が認められる。勿論歴史学研究の実践において、右のような超経験的な前提ないしは仮設なしに、文字通り客観的な歴史的諸事実の認識が可能であるというるか否か容易に答えうるものではないが、むしろその故にこそ、このような研究の中に、歴史学研究における根本的な問題が伏在していると考えざるを得ないのである。

テキスト批判の第二の方法は主としてクルシュによつて代表せられる。勿論^{Krusch}クルシュの場合においても、法典テキストの規定内容あるいはその構成に注意を払い、内容の点からテキスト相互間の優劣関係を考証する方法も採られているけれども、同時にまた彼は手書本の伝承状況に注意を払い、それら手書本によつて伝えられる法典テキストについて、彼自身も強調する如く、特に言語学的方法 *Philologische Methode* によつて分析を行う。即ちクルシュは、クラーマーをはじめとする法律学的研究方法における超経験的観照や仮設を可能な限り排除せんとし、現存手書本のテキストの文章型態、用語、字句等に細心の注意を払い、それらの諸テキストを比較して、俗化ラテン語を使用するBテキストと比較的純粹なラテン語を使用するAテキストとを区別し、前者がメロヴィング時代の言語慣用に一致するものとしてそれに優位をあたえ、後者をカロリング朝ルネサンスの影響の下に成立したものと考える。

超経験的な観照や仮説を可能な限り排除し、現存手書本のテキストに密着して考証をおし進めんとするクルシュの研究志向は、確かに経験科学としての実証性を厳しく追究しようとするものであり、また、テキストの言語状況の分析は、ある程度法典以外の他の史料によつて確かめうるものであるから、あの法律学的観点よりするテキスト批判の方法よりもより客観的な基礎を提供するものであろう。しかしながら、クルシュのこの方法に対しても、我々はなお次の疑問を提起せざるを得ない。そもそもレックス・サリカのテキストを伝えるところの手書本の成立年代は、その書体学的研究によれば、若干のものがたかだか八世紀後半にさかのぼりうるにすぎず、他の大部分は九世紀以後に求められるのである。ある手書本によつて伝えられるテキストの俗化ラテン語がメロヴ

ィング時代の言語慣用を示すものであるとするクルシュの見解が仮に肯定され得るとしても、かかる後世における成立の手書本から、直ちに二世紀半以上をさかのぼる時代の法典の原初本の存在を想定し、さらにそれを再構成しようとする試みは、果して何等かの論理的飛躍なしに可能であるだろうか。そしてまた一般的に言えば、クルシュの研究においては、往々にして手書本とテキストとの観念が混同されている場合が認められるのである。

何れにしても、クラーマーの刊本をめぐって展開された論争は、テキスト批判の方法およびそれに関連する法典形成についての基本観照の様相を典型的に提示するものであり、その是非についてはここで軽々しく論ぜらるべきではない。この論争の落着後のレックス・サリカの研究状況についていえば、一般に正に寥々たるものであり、注目すべきものとしては、わずかに F. バイヤール⁽³⁵⁾およびクルシュ⁽³⁶⁾の晩年の研究がある程度である。(バイヤールは、従来クロードヴィッヒの統一的編纂にあると考えられていた当該法典が漸次的に形成されたものであり、現存手書本の伝えるテキストは二世紀半以上の長期にわたるテキストの発展過程を経たるものであるとの想定の下に、賠償金規定を慣習法的性格を有する古法典とし、訴訟規定を制定法的性格を有する新法典として両者を区別している。)また戦後の新しい研究について見れば、クルシュにおける如き言語学的方法が更に精密におし進められていると同時に、手書本自体についての書体学的あるいは美術史的考証が行われ、可能な限り手書本に密着した研究方法が厳しく貫かれているのであつて、あの超経験的な法形成についての観照を基礎とした方法は著しく後退している。しかしながら手書本にのみ考証の範囲を限定する限り、レックス・サリカが九世紀中期カール禿頭王の下における偽作であると主張するシュタインの極端な見解が導き出されるのである。この見解は R. プッフナー⁽³⁸⁾によつて否定されたけれども、最後に特に注目しなければならないのは、20年来の研究成果として最近公刊されたところの K. A. エックハルト⁽³⁹⁾刊本とその総合的研究である。結論についてだけいえば、エックハルトによつて、従来の第1種テキストの優位がクルシュとともにワイツ以来の伝統に従つて主張せられ、また法典の成立年代もクロードヴィッヒ王の晩年 507—511

年の間にほぼ確実なものとして措定せられている。

- (34) 上原専祿教授「バイエルン部族法典研究の進展」。独逸近代歴史学研究所収。世良晃志郎教授「バイエルン部族法典」、
- (35) F. Beyerle; über Normtypen und Erweiterungen der Lex Salica. Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germ. Abt. Bd. 44. 1924. S. 216—261.
- (36) B. Krusch; Die Lex Salica; Das älteste deutsche Gesetzbuch. Nachrichten von der K. Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen. Bd. 1, 1. 1934.
B. Krusch; Die Lex Salica; Textkritik, Entstehung und Münzsystem. Historische Vierteljahrsschrift. Bd. 31. 1936. いずれも未見
- (37) S. Stein; Lex Salica. Speculum. A Journal of Mediaeval Studies, Vol. 22. 1947. I. p. 113—134. II. p. 395—418.
- (38) R. Buchner; Kleine Untersuchungen zu den fränkischen Stammesrechten I. Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters. 9. Jahrgang Heft. 1. 1951. S. 59—102. bezw. S. 59—78.
- (39) K. A. Eckhardt; Germanenrechte. Neue Folge. Abteilung Westgermanisches Recht.
Bd. 1. Pactus Legis Salicae I; Einführung und 80 Titel-Text. 1954.
Bd. 2. Pactus Legis Salicae II; 65 Titel-Text. 1954.
Bd. 3. Lex Salica; 100 Titel-Text. 1953.